

京都市告示第510号

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路に設けるすみ切りに関する特例について、次のように定めます。

平成19年 2月28日

改正 平成25年 3月29日

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の設けるすみ切りに関する
特例

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例（以下「条例」という。）第4条第5号又は第5条第2号の規定に基づき周囲の状況によりやむを得ないものと認めるものとする。

(1) 次に掲げる地区又はその他の歴史的景観を形成している地域において、その町並みの景観を保存し、保全し、修景し、または整備する必要があるとき

ア 京都市伝統的建造物群保存地区条例第2条第2項に規定する伝統的建造物保存地区

イ 京都市市街地景観整備条例第23条に規定する歴史的景観保全修景地区

ウ 京都市市街地景観整備条例32条に規定する界わい景観整備地区

(2) すみ切りに相当する歩道があるとき

(3) 条例第6条の規定により、建築基準法施行規則第9条の規定による申請の際現に存在している道のうち、適用時（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第2条の規定の施行の時をいう。）に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の道について道路の位置の指定を受けようとする場合で、カーブミラーの設置により、交通上及び安全上の配慮を行ったとき。

カーブミラーについては、形状は下図のとおりとし、寸法は図示の寸法以上とする。

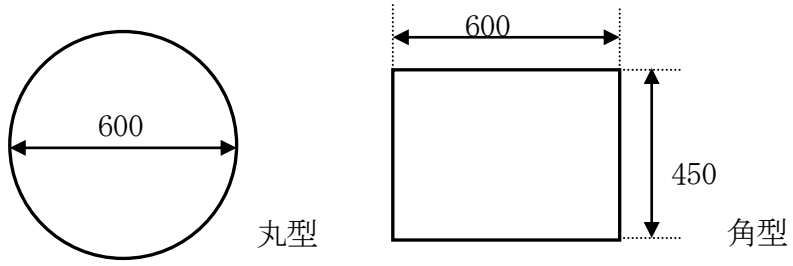
附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

図



(都市計画局建築指導部建築指導課)